

# F Nグループ・社員保有株

2023/12/29 にすべて売却したため当社保有株はございません。

## F Nグループ個別株売買ルール

23年7月吉日

金融ファクシミリ新聞ならびにF Nグループ各社の個別株取引ルールを7月1日から次の通りとする。その点、投資信託、外国株、社債、現物国債（先物は不可）、通貨の売買は原則として行えることを確認する。

● 売買日時を、毎月2日と11日と21日の寄り付きに限定する。ただし、何十年に一度の大暴落など不足の事態が起き、会社が社会的に見て妥当だと判断した場合は、別途、会社が定めた日に売買することができる。

● 売買値段は、寄り付きの成り行き注文とする。

● 売買は開示を前提とし、その開示方法は、取引の前日（1日と10日と20日）の午前中に、会社のグループメッセージで銘柄名と売りか買いかとその売買材料を、全社員に連絡する。株数は非開示とする。

● 売買を申し出た会社または社員以外の他の社員は、当該株式の売買が自分の記事執筆等に影響が出る恐れのある場合はそれを会社に申し出て、会社がその申し出を妥当と判断した場合は、売買の中止命令を出すことができる。

● その際、売買をしようとする側の会社または社員は、いかなる理由があろうとも、他の社員の申し出と会社の判断に従わなくてはならない。

● 購入した株式は、原則として3カ月売買することができない。

● 記者等は、記者等が直接取材を行った会社の株式を、取材日から3カ月間は売買することができない。

● 上場企業に直接取材を行った記者は、記事にすることを除き、取材内容を家族を含む第三者に伝えることを禁じる。

● 銀行、証券、保険等の金融機関の株式は、会社が政策的に保有する場合を除き、社員個人は売買することができない。

● IPO担当者は、上場観測のある会社の株式を保有している上場会社の株式を保有することができない。偶然にも当該会社の株式を保有していた場合は、上場観測を記事にする前に売却すること。

● 売買結果を反映し、毎月3日、12日、22日に本紙電子版上で会社ならびに社員の保有銘柄を公表する。その際、約定値段と株数は非開示とする。

● 信用売りは原則として禁止する。物理的に現物株の売却が難しい場合などで信用

取引を利用する場合は、事前に会社に申し出て許可を得ること。会社がやむを得ないと判断した場合は、特別に信用売りを認める。

●社員が本ルールに違反して、取引内容を開示しなかった場合は、取引額と同額のペナルティを会社に支払う。

●社員がインサイダー取引等の金商法違反に問われた場合、一件5000万円の賠償金を会社に支払う。

●社員の妻または夫の売買も同様のルールが適用される。

●その他、問題があれば直ちに改正する。